

## パブリックコメント時の意見書に対する回答について

| No | 意見書の内容  | 回 答  |
|----|---|--|
| 1  | <p>栗野地区公園について、以前掲載された市広報記事の中で特筆されることは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この樹林地は大変貴重であり、市民の自然遺産である。</li> <li>2. この樹林地を保全し、自然を残す。</li> <li>3. この自然環境を体感し、観察し、学習する。</li> </ol> <p>の三点がもっとも大切な基本的な考えではないでしょうか。</p> <p>ゆえに、基本理念の章(1)～(3)に置き換えるべきと考えます。</p> | <p>今回の3つの目標についてですが、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この樹林地は大変貴重であり、市民の自然遺産である。</li> <li>2. この樹林地を保全し、自然を残す。</li> <li>3. この自然環境を体感し、観察し、学習する。</li> </ol> <p>については、行政と「<u>栗野地区公園整備事業懇談会</u>」との話し合いで整備に向けて合意できたものと認識しております。</p> <p>この確認されました三点の理念を前提に、今回、栗野地区公園第一期整備計画(案)では、具体的に整備を進めていく上での基本理念(基本のテーマ)として、掲げさせていただいたものですが、<u>より理念を明確にするために、以下のとおり集約した二点について追加します。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>貴重な市民の自然財産である。この樹林地を保全し、自然を残します。</u></li> <li>2. <u>自然環境を体感し、観察し、学習する場とします。</u></li> </ol> |
| 2  | <p>レクリエーションという表現が、この樹林地(通称:栗野の森)の基本理念として、今までどこにも明記はされておられません。もちろんこの樹林地にこのような名称の施設が適切かどうか大いに疑問ですし、それ以上にレクリエーションという行為が今残されている貴重な自然・生きものを消滅・絶滅に導いてしまう危惧の念を抱きます。</p>  | <p>基本理念の(2)にある自然体験型レクリエーション施設は、一般的なレクリエーション施設ではなく、あくまでも「多種多様な植物の観察路としての園路を整備することで、自然観察や、散策による森林浴など心身の疲れの癒しや、休養のための散策路としての整備」を考えております。</p> <p>なお、遊戯のためのレクリエーション施設としては、隣接する市制記念公園をレクリエーションの場として位置づけております。</p>  |